

事例1 海外からの専用部品の注文

当社は、電子部品の組み立てメーカーです。海外のメーカーから送られた図面をもとに組み立ての注文をいただくのですが、何用の部品であるか情報をいただけない場合があります。このような場合、該非判定は、どのようにしたらよいでしょうか。

A 1

一般的に専用部品（部分品・附属品）の該非は、専用部品が使われる「親貨物」（親機）本体の該非に左右されます。親貨物の情報が入手できないと該非判定はできません。

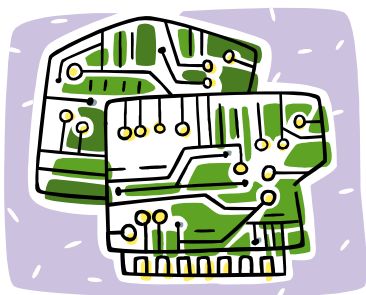


具体的には輸出令別表第1及び貨物等省令の条文中に専用部分品・専用附属品の規制があるか確認します。専用プログラムや専用技術も同様にチェックします。



例えば、親貨物が戦車の場合、その専用部分品は、輸出令別表第1の1の項（7）に該当します。

1	(1)～(6)省略 (7) 軍用車両 若しくはその 附属品 若しくは軍用仮設橋又はこれらの 部分品 (8)～(17)省略	全地域
---	---	-----



専用部品



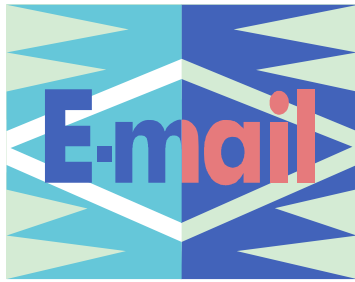
親貨物



したがって、海外のメーカーから専用部品の引き合いや注文を受ける前に、必ず親貨物の情報を入手します。



具体的には、**事前のメールのやり取りや契約書等**で確認します。相手先が大手メーカー・貿易会社などの場合、契約書での確認は困難な場合があるので、取引段階のメールで、確認します。



取引時のメールで確認



契約書で確認

例：横浜のメーカーAは、中国にある重工メーカーBから、チタン合金の部品製造の引き合い（1億円）を受けた。何の専用部品か数回確認したが、明確な回答が得られなかったため、メーカーAは、輸出管理内部規程に基づき、輸出管理部長が判断し、引き合いを断ることにした。

専用部品が防衛装備に該当する場合、防衛装備移転三原則の観点から、審査されます。経済産業省のQ&Aの回答にあるとおり、以下の要件を満たす必要があります。

（出典：経済産業省サイト <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html>）

▼Q3-2:質問 2014/4/1

防衛装備移転三原則により、移転が認められるのはどのような場合ですか。

▲A3-2:回答

大きく以下の3つの場合があります。

(1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合

移転先が、外国政府、国際連合やその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関である場合とされています。国連の関連機関とは、たとえば化学兵器禁止機関のことであり、国連決議に基づいて活動を行う機関とは、たとえばPKOに参加しているアフリカ連合(AU)などのことを言います。

(2) 我が国の安全保障に資する場合

①国際共同開発・生産に関するもの、②安全保障・防衛協力の強化に資するもの、③自衛隊の活動や邦人の安全確保のために必要なものの3つとされています。①については、単なる国際共同開発・生産だけに限らず、外国企業と共同で行うライセンス生産や実現可能性調査のための試験品の提供なども含まれます。②については、物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれるものや、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備に関するものなどが該当します。なお、①及び②ともに、認められ得る案件は、米国を始めとした「我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国」と実施するものに限られており、これらの国は、移転され

る防衛装備の種類や内容等により個々に異なってくるので留意が必要です。また、③については、自衛隊等の活動に係る装備品の一時的な輸出や購入した装備品の返送、公人の警護や自己保存及び危険地域で活動する邦人の自己保存のためのものなどが含まれます。

(3)我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合
誤送品の返送、仮陸揚げ貨物、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等のものが該当します。

<ポイント>

専用部品（部分品・附属品）の該非は、通常、専用部品が使われる親貨物の該非に左右される。したがって、海外からの引き合いについては、取引段階や契約前までに親貨物の情報を入手する。

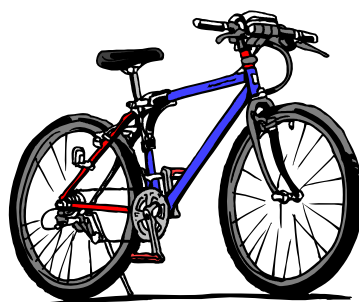
事例1 関連 海外からの専用部品の注文

当社は、レーザー加工専門の中小のメーカーです。外国のメーカーから部品の注文をいただくのですが、何用の部品であるか情報をいただけない場合があります。当社が外国へ納品している専用部品は、レーザー加工機があれば、どこの会社でも製造できる専用部品です。

A1 関連

専用部品（部分品・附属品）の該非は、一般的に親貨物の該非に左右されるので、親貨物の情報は不可欠です。具体的には輸出令別表第1及び貨物等省令の条文中に「部分品」・「附属品」の規制があるか確認します。

例：自転車の専用部品⇒自転車（親貨物）は、リスト規制非該当⇒したがって、自転車の専用部品は、通常、リスト規制非該当。



親貨物



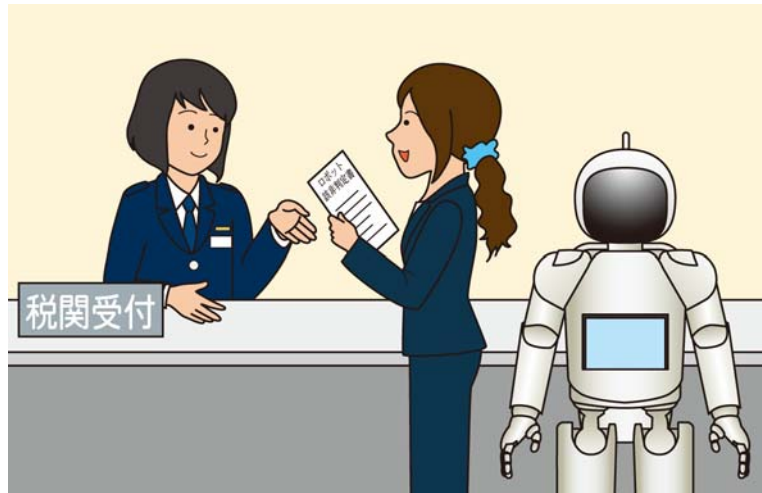
該非判定は、貨物の場合、輸出令別表第1、貨物等省令、運用通達の規定に合致するかどうかの法的な評価です。関係法令に規定されていない条件を加えて、該非判定を行ってはいけません。



「レーザー加工機があれば、どこの会社でも製造できる専用部品」というのは、製造の容易な専用部品ということですが、製造の容易性は、上記の貨物等省令の条文にない条件です。したがって、該非判定の考慮に入れてはいけません。



外国のメーカーから親貨物についての情報を確実に入手し、専用部品の該非判定を行う必要があります。貨物の場合は、リスト規制非該当の場合、税関に該非判定書（項目別対比表、パラメータシート）を提出しないと通関でトラブルになる可能性があります。



なお、専用部品が、輸出令別表第1の2から4までの項に該当し、仕向地が中国などの非ホワイト国の場合、輸出許可申請に必要な添付書類が多く、また、輸出許可を取得するまで、時間を要したり、許可が得られない場合もあります。(提出書類通達)



したがって、契約書の発効条件には、必ず政府の許可条件等を入れて、債務不履行などのリスクを回避する必要があります。(運用通達・提出書類通達)